

埼玉県サービス付き高齢者向け住宅検査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項の規定に基づき、法第9条の登録事業者及び法第24条第1項の管理等受託者に対し県が実施する立入検査について、必要な事項を定める。

(自主点検表の提出)

第2条 県は、登録事業者に対し、毎年4月1日現在の登録住宅の現況について、別に定めるサービス付き高齢者向け住宅自主点検表（以下「自主点検表」という。）及びその関係書類の提出を求めるものとする。

(立入検査)

第3条 立入検査は、原則として毎年度定める実施計画に基づき、登録住宅において実施する。ただし、登録住宅の管理運営、サービス、入居者の処遇等に関する通報、苦情等があり、入居者の保護を図る等必要と認められる場合は、随時実施するものとする。

(立入検査の実施方法)

第4条 立入検査は、原則として、住宅登録簿及び自主点検表の内容について、物件の検査及び関係者への質問により確認する方法で行う。

2 立入検査を実施する場合は、あらかじめ登録事業者に対し、検査日時及び検査職員の職氏名等を検査実施通知（様式第1号）により通知する。ただし、急を要する等必要と認めるときは、この限りでない。

3 立入検査は原則2人以上の検査職員により実施する。

4 立入検査は原則として、当該住宅の責任者の立会いのもとに行う。

5 検査職員は、その身分を示す証明書を携帯し、これを提示しなければならない。

(検査結果の通知)

第5条 検査の結果については、検査結果通知（様式第2号の1、様式第2号の2、様式第2号の3又は様式第2号の4）により通知する。改善措置を講じる必要がある事項については、期限を付して改善報告書（様式第3号）の提出を求めるとも

に、必要に応じて改善状況を確認するため随時検査を行う等の措置を講ずるものとする。

(検査結果の活用)

第6条 検査の結果は、必要に応じて、関係機関に情報提供する。

2 検査結果のうち主な指導事項については、原則として都市整備部住宅課ホームページに掲載し、県民へ広く情報提供する。

(検査職員の心得)

第7条 検査職員は、立入検査を行うに当たり、常に冷静な行動と発言を心掛けることにより、関係者の理解と協力が得られるように努めなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、法第24条第1項の立入検査の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成25年3月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年6月5日から施行する。

様式第 1 号

第 号
年 月 日

サービス付き高齢者向け住宅登録事業者 様

埼玉県知事

検 査 実 施 通 知

高齢者の居住の安定確保に関する法律第 2 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり
立入検査を実施するので、通知します。

記

- 1 検査対象住宅の位置及び名称
- 2 登録番号
- 3 検査日時及び検査場所
- 4 検査職員
- 5 その他

担当：

電話：

様式第2号の1

第 号
年 月 日

サービス付き高齢者向け住宅登録事業者 様

埼玉県知事

検 査 結 果 通 知

年 月 日に実施した高齢者の居住の安定確保に関する法律第24条第1項の規定に基づく立入検査については、文書で指摘する事項は認められませんでした。引き続き適正な運営に努めてください。

担当：

電話：

様式第2号の2

第 号
年 月 日

サービス付き高齢者向け住宅登録事業者 様

埼玉県知事

検 査 結 果 通 知

年 月 日に実施した高齢者の居住の安定確保に関する法律第24条第1項の規定に基づく立入検査については、別紙のとおり改善を要する事項が認められました。

つきましては、「1 指摘事項」については、速やかに必要な措置をとり、その結果を 年 月 日までに改善報告書により提出してください。

なお、「2 注意事項」については、文書による報告は不要ですが、改善に取り組んでください。

担当：

電話：

様式第2号の3

第 号
年 月 日

サービス付き高齢者向け住宅登録事業者 様

埼玉県知事

検 査 結 果 通 知

年 月 日に実施した高齢者の居住の安定確保に関する法律第24条第1項の規定に基づく立入検査については、別紙のとおり改善を要する事項が認められました。

つきましては、「2 注意事項」について、改善に取り組んでください。なお、改善報告書を提出する必要はありません。

担当：

電話：

様式第2号の4

第 号
年 月 日

サービス付き高齢者向け住宅登録事業者 様

埼玉県知事

検 査 結 果 通 知

年 月 日に実施した高齢者の居住の安定確保に関する法律第24条第1項の規定に基づく立入検査については、別紙のとおり改善を要する事項が認められました。

つきましては、「1 指摘事項」については、速やかに必要な措置をとり、その結果を 年 月 日までに改善報告書により提出してください。

担当：

電話：

様式第3号

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

住 所

又は主たる事務所の所在地

商号、名称

又は氏名 印

改 善 報 告 書

年 月 日付け住第 号の指摘事項について、別紙のとおり改善報告書を提出します。